

コカヌエネ

85年ぶりの帰還

12人の遺骨が杵臼コタンへ

浦河町杵臼コタンへのアイヌ遺骨返還請求訴訟の和解が3月25日、札幌地裁（本田晃裁判長）で成立しました。被告の北海道大学は、札幌の大学構内に保管中の大量の人骨のうち、浦河町杵臼コタン（集落）の墓地から掘り出してきた12人分を地元に戻還します。原告側は計900万円の賠償金請求を取り下げました。

アイヌ遺骨
返還請求訴訟
ニュースレター

No.13

2016年4月17日
北大開示文書研究会



共同記者会見で質問に答える（左から）山崎良雄さん、小川隆吉さん、差間正樹さん。この模様はインターネットの動画サイト「ユーチューブ」で視聴いただけます。
<http://hokudai-monjyo.cocolog-nifty.com/blog/>

小川隆吉さん（訴訟原告）の話

今日の和解成立はとつてもうれしい。この事件の大きな大きな転機は、ひとりの北大生が、アイヌ人骨収集に関係する資料を見つけて、「あつたよ!」と私に知らせしてくれたことでした。北大がそれまで「ない」と言っていた人骨台帳が、実は存在したんです。2つ目は何といつても、

大勢の応援団がついてくれたこと。支援がなかったら今日の和解はなかったと思う。裁判長に向かって「ありがとう!」と言いたい。

山崎良雄さん（訴訟原告の故・城野口ユリさんの弟）の話

山崎良雄と申します。城野口ユリの末弟であります。浦河で生まれ育つて、高校卒業までは浦河で生活していましたが、その後、東京

に出て就職しまして、そこで一所懸命働いて、浦河には何年か一回、お盆とか正月に帰ってくるだけで、アイヌのしきたりだとかアイヌ語とか分かりませんでした。2014年の4月に、姉の体の状態が悪いということ、急遽単身で姉の介護に來ていきましたが、そのなかで（姉が原告に加わる）この遺骨裁判を知りまして、「えっ?」という思いで。支援者の

方々、弁護士の先生、いろんな方々の力添えでもって、姉は頑張ってきたところです。ところが姉は昨年3月27日……ちょうど1年前のことですね、（あさつて）一周忌になります。そんななかでも微力ながら頑張っていきたいなと……。姉には2人の子どもがいて、姉が亡くなった後、母親の遺志を継いで原告に加わっています。きょうは仕事の関係でどうしても（札幌に）来れなかったのですが。

姉は、今日の和解を待ち望んでいたんです。姉は、裁判の原告になる前、初め（北海道大学との）話し合いに來たんですけども、この時のいきさつはみなさんご存じかと思いますが、（大学側は）話し合いに応じてくれない状況でした。市川先生やご支援のみなさん、コタンの会の清水代表にも付き添っていただいていた北大まで行つたんですけど、話し合いが出來なくて。やむを得ず原告の1人に加わったわけです。今日の和解を、何としても姉が生きているうちにしてほしかったんです。でも、私は今日帰つて、姉とか母親の仏壇にうれしい報告をできると思いますが、今後いろいろなことあると思いますが、ご支援を承りますようお願いい

こえを、きこう。

申し上げます。もっともずっと話し足りないことはありますけれど、今はこれで……。

差間正樹さん（訴訟Ⅱ浦幌事件原告）の話

浦幌アイヌ協会の差間正樹です。このたびの裁判の進行は、私たちにとっては本当に待ちかねていた経過をたどったと思います。私たちは、自分たちの（先祖の）遺骨を何としても自分たちの地元に受け入れたい、その上で自分たちで慰霊をしたい、という思いで闘ってきました。今回の経過は、いまや全国に住むわれわれアイヌウタリの背中を押すものだ、そのように理解しております。これを契機に、何としても、先住民である私たちが、先住民であることを日本政府に示して、私たち自身がアイヌコタンを再生していく、その一歩になれば、という思いで闘っております。このことは、日本国民のみなさんの理解がなければできな

いことだと思えますが、私たちはこの点に向かってがんばっていきたいと思います。国連に認められたわれわれ先住民の権利を、何としてもこの日本の中で実現したい。その思いで、小川隆吉さんの後に続いてがんばってまいりました。その大きな一歩を踏み出したと私は理解しております。今後ともみなさんのご理解、私たちへの応援をよろしくお願いいたします。（2016年3月25日、和解後の原告団共同記者会見で）

アイヌ遺骨返還請求訴訟 和解条項

（2016年3月25日、杵臼事件分）

原告・小川隆吉さんほか4名

被告・北海道大学

利害関係人・コタンの会

の申出がない別紙2記載の遺骨を、利害関係人から埋葬が可能となったとの通知を受けた後速やかに、利害関係人に対し、本件引渡場所において引き渡す。ただし、本件引渡場所までの搬送に要する費用は被告の負担とする。

- 1 被告は、平成28年5月30日以後、利害関係人から埋葬が可能になったとの通知を受けた後速やかに、利害関係人に対し、北海道浦河郡浦河町字杵臼515番地所在の杵臼生活館（以下「本件引渡場所」という。）において、別紙1及び3記載の遺骨及び副葬品を引き渡す。ただし、本件引渡場所までの搬送に要する費用は被告の負担とする。
- 2 被告は、平成28年9月末日限り、被告が開設するウェブサイト上において、別紙2記載の遺骨に関する以下の事項を公告する。
(1) 祭祀承継者を特定するうえで必要かつ合理的な情報
(2) 公告の日から1年を経過するまでの間に限り、当該祭祀承継者から遺骨の返還の申出を受けること。
- 3 被告は、前項の公告の日から1年を経過するまでの間に前項(2)
- 4 被告は、第2項の公告の日から1年を経過するまでの間に同項(2)の申出があった場合には、その旨を原告ら及び利害関係人に通知するとともに、申出があった遺骨の取扱いについて、原告ら及び利害関係人と別途協議するものとする。
- 5 利害関係人は、第1項又は第3項に基づき被告から引渡しを受けた遺骨及び副葬品を、北海道浦河郡浦河町字杵臼542番地所在の杵臼共同墓地内の別紙図面の斜線で示した部分（以下「本件埋葬場所」という。）に埋葬し、将来にわたり尊厳ある状態で維持管理する。

- 6 被告が、利害関係人に対し、第1項に基づき別紙1及び3記載の遺骨及び副葬品を引き渡したときは、被告は、引き渡した日から30日以内に、利害関係人に対し、第

1 項及び第3 項による本件埋葬場所についての墓地の使用料及び埋葬に要する費用106万7600円を、ゆうちょ銀行の利害関係人名義の当座預金口座（記号・番号027300・2・102357）に振り込んで支払う。

7 原告ら、被告及び利害関係人は、別紙1及び3記載の遺骨及び副葬品について、埋葬後に第三者との間で紛争が生じた場合には、利害関係人がこれを解決するものとし、被告に一切迷惑をかけないことを約する。

8 原告らは、別紙1ないし3記載の物件に関し、その余の請求をいずれも放棄する。

9 原告ら、被告及び利害関係人は、原告らと被告との間及び被告と利害関係人との間には、別紙1ないし3

記載の物件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

10 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

以上

和解条項に基づき北海道大学が柙臼コタンに返還する収集遺骨のリスト

- コタンへ返還決定
 - 小川隆吉さんの血縁者、返還決定
 - △北大が遺骨の個人情報を公告
- 「番号」は北海道大学「北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書」(2013年3月)に基づく。
16番目の遺骨は上記報告書に存在記載がなく、訴訟和解条項で新たに加えられた。

人骨の情報					大学が保管にいたった経緯			人骨の出土等に関する情報				返還
番号	部位	性別	推定年齢	個人特定	時期	経緯	出土時期	出土場所	発掘・発見主体	出土等の経緯	備考	
1	頭骨	不明	成人	否	1935	解剖学第二講座	不明	浦河町柙臼	不明	不明	「柙臼1-1」として管理	●
2	頭骨	不明	成人	否	1935	解剖学第二講座	不明	浦河町柙臼	不明	不明	「柙臼1-2」として管理	●
3	頭骨	不明	成人	否	1935	解剖学第二講座	不明	浦河町柙臼	不明	不明	「柙臼1-3」として管理	●
4	頭骨	不明	成人	否	1935	解剖学第二講座	不明	浦河町柙臼	不明	不明	「柙臼1-4」として管理	●
5	全身骨	女	成人	可能	1931/09/04	解剖学第一講座	1931/09/04	浦河町柙臼	解剖学第一講座	不明	「柙臼2」として管理	△
6	全身骨	男	成人	可能	不明	解剖学第一講座	不明	浦河町柙臼	解剖学第一講座	不明	「柙臼3」として管理	◎
7	全身骨	男	成人	可能	1931/09/05	解剖学第一講座	1931/09/05	浦河町柙臼	解剖学第一講座	不明	「柙臼4」として管理	△
8	全身骨	男	成人	可能	1931/09/06	解剖学第一講座	1931/09/06	浦河町柙臼	解剖学第一講座	不明	「柙臼5」として管理	△
9	頭骨	不明	成人	否	不明	解剖学第一講座	不明	浦河町柙臼	解剖学第一講座	不明	「柙臼6」として管理	●
10	頭骨	不明	成人	否	不明	解剖学第一講座	不明	浦河町柙臼	不明	不明	「柙臼7」として管理	●
11	頭骨	不明	成人	否	不明	解剖学第一講座	不明	浦河町柙臼	不明	不明	「柙臼8」として管理	●
12	頭骨	不明	成人	否	不明	解剖学第一講座	不明	浦河町柙臼	不明	不明	「柙臼9」として管理	●
13	頭骨	不明	成人	否	不明	解剖学第一講座	不明	浦河町柙臼	不明	不明	「柙臼10」として管理	●
14	全身骨	男	成人	可能	1931/09/04	解剖学第一講座	1931/09/04	浦河町柙臼	解剖学第一講座	不明	「柙臼11」として管理	△
15	頭骨	不明	成人	否	不明	解剖学第一講座	不明	浦河町柙臼	不明	不明	「柙臼12」として管理	●
16	-	不明	不明	否	不明	不明	不明	浦河町柙臼	不明	不明	旧骨箱名「柙臼」	●

エカシ・フチの遺骨をコタンに還すのは 日本社会の責任です

殿平善彦 北大開示文書研究会共同代表

北海道大学を相手に、奪われた遺骨を取り戻そうとアイヌが提訴し、続けられてきた「アイヌの遺骨をコタンの土に返せ」という裁判が、去る3月25日和解に至り、この夏、原告小川隆吉さんや城野口ユリさん（昨年3月逝去）の故郷である浦河町杵臼共同墓地に12体が再埋葬されることになりました。

遺骨の返還を求めるアイヌの要求は、近代にアイヌコタン（アイヌが生活してきた集落）の墓地から大学に持ち去られたアイヌ人骨と副葬品を可能な限り元の墓地に戻し、再埋葬することです。このたびの和解は、その始まりとなるでしょう。

新聞報道によると、3月30日、文部科学省は全国に大学に保管されているアイヌ民族の遺骨を返還するためのルールをまとめたということです。しかし、文科省の方針は、1600体余の人骨のうち、身元が

特定できる可能性がある23体だけを「祭祀承継者」つまり、遺族に返すといっており、残りの圧倒的多数の遺骨は白老に建設予定の「慰霊空間」に収めようとするものです。「慰霊空間」では、人類学者の遺骨研究も許すといっています。これでは、まったくアイヌにアイヌの遺骨を返すことになりません。

先住民の遺骨を持ち去ったのは、日本だけではなく、近年、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリスなど世界の政府は先住民への遺骨返還に取り組むようになりました。受け取った先住民は、自分たちの墓に再埋葬しています。日本でも、ようやくその時代を迎えたのです。

アイヌの葬送儀礼や信仰を無視し、命の尊厳を奪って遺骨が持ち去られたことに、エカシやフチ（おじいさん、おばあさん）たちはどれほ

ど悔しい思いを持ち続けたことでしょうか。

北大をはじめとする遺骨を保持する12の大学は自らの過去を検証し、今日まで遺骨を返還しなかったことをアイヌ民族に謝罪し、すべての遺骨を返還するための方針を検討すべきです。

日本政府はアイヌの先住権を認める政策を実施すべきです。私たち日本の社会に住む者も、自らを省みて遺骨返還に協力し、アイヌ民族の先住権の確立を支援したいと思えます。

日高のアイヌによつて創られた「コタンの会」は、今夏に予定されている再埋葬に向けて準備を進めています。再埋葬には、関心を寄せてくださる皆様とともに世界の先住民にも立ち会っていただきたいと思います。そのために皆様の心からの支援をお願いします。

北大開示文書研活動の集大成！

アイヌの遺骨はコタンの土へ 北大に対する遺骨返還請求と先住権

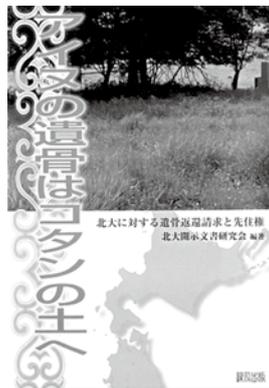
北大開示文書研究会 [編著]

2016年4月20日 緑風出版 [発行]

四六版並製 / 304頁 / 2400円+税

ISBN978-4-8461-1604-0 C0036

全国の書店、ウェブ書店で取り扱っています。



執筆者 殿平善彦（北大開示文書研究会共同代表）、小川隆吉（アイヌ遺骨返還請求訴訟原告）、城野口ユリ（同）、島山敏（同）、差間正樹（浦幌アイヌ協会会長）、山崎良雄（コタンの会副代表）、葛野次雄（同）、植木哲也（苫小牧駒澤大学教授）、榎森進（東北学院大学名誉教授）、市川守弘（弁護士）、市川利美（北大開示文書研究会会員）、平田剛士（フリーランス記者）、ボブ・サム（Alaska Native Brotherhood Vice President）、ナロマ・ライリー（Nga Hau E Wha）、三浦忠雄（北大開示文書研究会事務局長）、清水裕二（北大開示文書研究会共同代表、コタンの会代表）

尊厳あるイチヤルパ(慰霊)を実現させるために

清水裕二 北大開示文書研究会共同代表、コタンの会代表

コタンの会の代表の清水です。コ

タンの会は、昨年末、設立した団体です。いま原告のみなさんがお話しされましたが、少なくとも昭和の初めから、(北海道大学の研究者たちが)アイヌのお墓をばらして、持って行ったということから始まって、歴史的にはもともと古い(アイヌ墓地発掘の話もあるんですけど、黙って、というのかな……盗掘という言葉を使うべきだと思うんですけど、集められたお骨が北大だけでも千数百体に上るといことです。小川さんが資料開示請求をされて、その資料を受けて、私たちは北大開示文書研究会を設立して、ずっと裁判をともに闘ってきました。その共同

代表の立場でもあります。

今回、和解という方向に向かってきて、たいへんうれしいと思います。私たち「コタンの会」は(返還されることになった遺骨を)どう受け取るか、長時間かけて真剣に議論し合っているところです。「尊厳ある返還をさせる」ためにどうするか——。アイヌがアイヌとして、アイヌプリ、つまりアイヌの風習で慰霊をする——アイヌ語でイチヤルパという言葉を使いますが、それをやりましよう、と真剣に議論をできています。きょう、和解が成立してたいへんうれしいのと同時に、「コタンの会」代表の立場からは、今後、(大学側に)本当に尊厳ある返還をしてもらえるか

どうか、さらに詰めなければならぬ。コタンの会としてはこれから大きな事業をしなければならぬ、という非常に緊張した気持ちで、この記者会見に臨んでいます。

率直に言うと、「コタンの会」にお金がない中で、どうやって尊厳ある慰霊ができるだろうか、というのが大きな大きな課題です。ですので、多くのみなさんからカンパをちょうだいしたい。みなさんの経済的・精神的な支援をぜひお願いしたいと思います。

(2016年3月25日、和解後の原告団共同記者会見で)

ラムトウナシ

きいて、始める。

アイヌ遺骨返還請求訴訟ニュースレター第13号

発行日 2016年4月17日

編集発行 北大開示文書研究会

共同代表:清水裕二、殿平善彦

〒077-0032

北海道留萌市宮園町3-39-8(三浦忠雄方)

TEL(FAX)0164-43-0128

電子メール ororon38@hotmail.com

バックナンバーのご案内

アイヌ遺骨返還請求訴訟ニュースレターは、北大開示文書研究会のウェブサイトで開催中です。どうぞ活用ください。

<http://hmjk.world.cocan.jp/index.html>

訴訟 和解をうけて、北海道大学医学部(札幌)のアイヌ納骨堂から、12人の遺骨が81~85年ぶりに故郷・北海道浦河町杵臼コタンに帰ってきます。

迎え入れるのは、地元のNGO「コタンの会」。カムイノミ(カムイへの祈り)やイチャルパ(慰霊の儀式)など、アイヌプリ(アイヌ式)の葬儀を執り行なうための準備を進めています。

2016年7月15日(金)~17日(日)

遺骨を迎えるカムイノミ・イチャルパ

会場 北海道浦河町杵臼生活館 浦河町杵臼515

☎ 0146-28-1343

主管 コタンの会 ☎ 011-281-3343

協力 北大開示文書研究会

最新情報はHPで更新中。<http://kotankai.jimdo.com>

尊厳ある返還実現のために

「コタンの会」は、大学によってアイヌ墓地から持ち去られた遺骨の尊厳ある返還を実現するために、みなさまのご支援を求めています。

ご支援金のつかいみち

- (1) 返還される遺骨をアイヌプリ(アイヌ式)で葬送するための費用
- (2) 返還遺骨埋葬地に設置するモニュメント
(発掘と返還の経緯を記したプレート)製作のための費用
- (3) 映像記録のための費用

コタンの会

北海道日高地方のアイヌ有志約20名が2015年12月に設立。返還遺骨の受け入れを担います。

代表:清水裕二 副代表:葛野次雄/山崎良雄 事務局長:高月勉

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目 北晴大通ビル702 弁護士法人 市川守弘法律事務所内

TEL 011-281-3343 FAX 011-281-3383 <http://kotankai.jimdo.com>

ご支援金受け付け振替口座記号番号 02730-2-102357

12人の遺骨が杵臼コタンへ

85年ぶりの帰還